

隠岐広域連合規約

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、隠岐広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、島根県並びに隠岐の島町、海士町、西ノ島町及び知夫村（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、隠岐の島町、海士町、西ノ島町及び知夫村（以下「関係町村」という。）の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 隠岐病院の設置、管理及び運営に関する事務
- (2) 隠岐島前病院の設置、管理及び運営に関する事務
- (3) 介護保険の実施に関する事務（県の事務並びに町村の事務のうち各種申請書の受理、各種証明書の交付及び要介護認定に係る調査を除く。）
- (4) 救急医療対策事業に関する事務
- (5) 消防に関する関係町村の事務（消防団及び消防水利施設に関する事務を除く。）
- (6) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に規定する島根県知事の権限に属する事務のうち関係町村が処理することとされた事務
- (7) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に規定する島根県知事の権限に属する事務のうち関係町村が処理することとされた事務
- (8) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に規定する島根県知事の権限に属する事務のうち関係町村が処理することとされた事務
- (9) 障害者支援施設の設置、管理及び運営に関する事務
- (10) 障害福祉サービス事業の管理運営に関する事務
- (11) レインボープラザの設置、管理及び運営に関する事務
- (12) 隠岐広域連合人材育成基金の設置、管理及び処分に関する事務
- (13) 福祉型障害児入所施設の設置、管理及び運営に関する事務

- (14) 隠岐航路フェリー「おき」及び超高速船の設置、管理及び運営に関する事務
- (15) 国民健康保険、後期高齢者医療制度の特別徴収に係る電子データの処理に関する事務

(広域連合が作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）は、次の項目について記載するものとする。

- (1) 医療提供体制の基本方針に関すること。
- (2) 介護保険の実施に係る基本方針に関すること。
- (3) 消防の基本方針に関すること。
- (4) 障がい者福祉及び障がい児福祉の基本方針に関すること。
- (5) フェリー及び超高速船運航の基本方針に関すること。
- (6) 計画期間及び変更に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、島根県隠岐郡隠岐の島町に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、14人とする。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、構成団体の議会の議員のうちから、構成団体の議会において選挙する。

2 構成団体において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 島根県 2人
- (2) 隠岐の島町 6人
- (3) 海士町 2人
- (4) 西ノ島町 2人
- (5) 知夫村 2人

3 構成団体の議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。

4 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、構成団体の議会の議員としての任期による。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長5人以内及び会計管理者1人を置く。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、構成団体の長のうちから、構成団体の長が投票により、これを選挙する。

2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。

3 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、構成団体の長、構成団体の職員又は人格が高潔で、広域連合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下「識見を有する者」という。)のうちから選任する。

4 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

5 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長の任期は、構成団体の長としての任期による。

2 副広域連合長の任期は、構成団体の長のうちから選任される者にあつては構成団体の長としての任期とし、構成団体の職員又は識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とする。

(補助職員)

第14条 広域連合に、第11条に規定するもののほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係町村の選挙権を有する者で、人格が高潔なものうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に、監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、識見を有する者及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 構成団体の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国、県及び関係町村の支出金
- (4) 地方債
- (5) その他

2 前項第1号に掲げる構成団体の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、次の各号に定めるところにより按分する。

- (1) 別表の区分の欄に掲げる経費に係る負担金(次号に掲げる負担金を除く。)は、当該経費の区分に応じ、同表の負担割合の欄に定めるところにより按分する。
- (2) 地方交付税の算定の基礎となった経費(広域連合の処理する事務に係るもので広域連合長が別に定めるものに限る。)に係る当該算定された地方交付税の額に相当する負担金は、当該地方交付税の交付を受ける構成団体が負担する。

(規則への委任)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則 (平成11年8月13日自治許第643号許可)

(施行期日)

1 この規約は、平成11年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 広域連合長が選任されるまでの間、島後町村組合の管理者が、隠岐広域連合長職務執行者として広域連合長の職務を行う。

附 則（平成13年3月26日総行整第21号許可）

この規約は、総務大臣の許可があった日から施行する。

附 則（平成14年3月15日総行市第41号許可）

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月25日隠岐広発第167号届出）

この規約は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成15年3月11日総行市第86-1号許可）

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月24日総行市第440号許可）

（施行期日）

1 この規約は、平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の日以後最初に行われる隠岐の島町議会の議員の一般選挙までの間における第7条及び第8条第2項の規定の適用については、第7条中「14人」とあるのは「20人」と、第8条第2項中「隠岐の島町 6人」とあるのは「隠岐の島町 11人」と、「西ノ島町 2人」とあるのは「西ノ島町 3人」とする。

3 この規約による変更後の規約別表の規定は平成17年度から適用することとし、平成16年度の隠岐の島町の負担金の額は、この規約による変更前の規約別表の規定により算定した西郷町、布施村、五箇村及び都万村の負担金の額を合算した額とする。

附 則（平成18年2月6日総行市第21号許可）

この規約は、総務大臣の許可を受けた日から施行する。

附 則（平成19年1月16日総行市第4号許可）

（施行期日等）

1 この規約は、総務大臣の許可を受けた日から施行する。ただし、第4条に1号を加える変更規定、第5条第7号、第11条及び第12条第4項の変更規定、第13条第3項を削る変更規定並びに第14条の変更規定は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規約による変更後の第4条第10号の規定は、平成18年4月1日から適用する。この場合において、同日から同年9月30日までの間における同号の規定の適用については、同号中「短期入所、共同生活介護及び共同生活援助」とあるのは、「短期入所及び共同生活援助」とする。

(経過措置)

3 平成19年3月31日までの間は、この規約による変更後の第4条第17号に規定する事務の準備行為を行うものとする。

附 則 (平成20年2月7日総行市第27号許可)

(施行期日等)

1 この規約は、総務大臣の許可を受けた日から施行する。ただし、第4条第18号を加える変更規定は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年3月31日までの間は、この規約による変更後の第4条第18号に規定する事務の準備行為を行うものとする。

附 則 (平成20年3月24日隠広総第141号届出)

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月4日総行市第43号許可)

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月7日総行市第278号許可)

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月7日総行市第94号許可)

この規約は、総務大臣の許可を受けた日から施行する。

附 則 (平成26年7月1日隠広総第36-1号届出)

この規約は、平成23年11月1日から施行する。

附 則 (平成26年7月1日隠広総第36-2号届出)

この規約は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月11日総行市第51号許可)

この規約は、総務大臣の許可を受けた日から施行する。

附 則 (平成27年11月20日隠広総第96号届出)

この規約は、平成27年12月1日から施行し、この規約による変更後の規約別表の規定は、平成27年度以後の予算に係る関係町村の負担金について適用する。